

福井県丹南広域組合議会定例会条例

平成 2 年10月 1 日
条 例 第 4 号

福井県丹南広域組合議会の定例会の回数は、年 2 回とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定にかかわらず平成 2 年の定例会の回数については、この規定を適用しないものとする。